

おおつ障害者プラン く 大津市障害福祉計画(第8期計画)・大津市障害児福祉計画(第4期計画) 〉【骨子案】

第1章 計画の策定にあたって

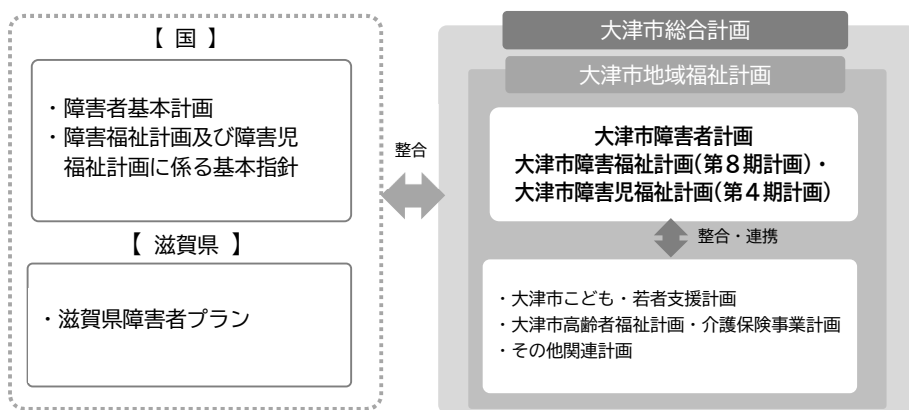
第1節 計画策定の趣旨

おおつ障害者プランのうち、「大津市障害福祉計画(第7期計画)」及び「大津市障害児福祉計画(第3期計画)」の計画期間満了に伴い、新たな計画を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

第2節 関係法令等の動向

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内容	障害者施策の基本方針 について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画

第3節 計画の位置付け



第4節 計画の期間

「大津市障害者計画」は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間の計画となっています。

今回策定する「大津市障害福祉計画(第8期計画)・大津市障害児福祉計画(第4期計画)」は、令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの3年間の計画となっています。

◆ 計画の期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
大津市障害者計画						大津市障害者計画		
大津市障害福祉計画(第7期計画) 大津市障害児福祉計画(第3期計画)			大津市障害福祉計画(第8期計画) 大津市障害児福祉計画(第4期計画)			大津市障害福祉計画(第9期計画) 大津市障害児福祉計画(第5期計画)		

第5節 計画の対象

本計画の対象は、全ての市民、地域団体、障害福祉サービス事業所、企業、関係機関などとしします。また、障害のある人について、法の規定に基づき、障害者手帳を持っている人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある人全てとして、発達障害や高次脳機能障害のある人、難病患者等も含まれます。

第6節 計画の策定体制

(1) 策定体制

「大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会」及び「大津市障害者自立支援協議会策定部会等」で検討します。

(2) 当事者や関係団体等への調査

障害のある人の意見を広く聴取するため、手帳所持者2,500人を対象としたアンケート調査や、関係団体等へのヒアリング調査を実施し、計画づくりに反映します。

第2章 本市における動向

以下、4項目について各種統計データやグラフ等を掲載します。

人口動態等（人口推移、少子高齢化の状況など）
障害者数等（各種手帳所持者数の推移など）
障害児の状況（個別の配慮が必要な児童数の状況など）
当事者及び障害福祉サービス事業所等への調査等からみられる現状

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市の大津市障害者計画においては、「一人ひとりが尊重され、だれもが心豊かに暮らせる共生のまち“大津”」を将来像とし、すべての人が相互に理解し、積極的に関わり合いながら、人生に希望や喜びを感じ、安心して暮らすことができるまちの実現を目指しています。

本計画においては、この基本理念を継承しつつ、障害福祉計画の捉え方として、障害のある人の特性に応じた支援ができ、障害のある人が望む暮らしができることが必要であると考えます。

一人ひとりが尊重され、だれもが心豊かに
暮らせる共生のまち“大津”

第2節 基本方針

- ① 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重
- ② 地域生活移行や就労支援等の課題への対応
- ③ 地域共生社会の実現に向けた取組への対応
- ④ 地域の実情に応じた障害福祉サービス等の対応
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

資料4

令和8年7月10日
大津市社会福祉審議会
障害者福祉専門分科会

第4章 障害福祉計画

令和11年度末の成果指標の設定とともに、これまでの利用実績を基に、令和11年度までの各種サービス（自立支援給付、地域生活支援事業）の利用量を見込み、その提供体制の推進に向けた方策を定めます。

- 1 施設入所利用者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行
- 4 地域生活支援の充実（※3から移動）
- 5 相談支援体制の充実・強化等
- 6 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上（※新設）
- 7 障害福祉サービス等の質の向上
- 8 障害福祉サービスの利用見込み
- 9 地域生活支援事業の見込み（必須事業）
- 10 地域生活支援事業の見込み（任意事業）

第5章 障害児福祉計画

令和11年度末の成果指標の設定とともに、これまでの利用実績を基に、令和11年度までの各種サービス（障害児支援、地域生活支援事業）の利用量を見込み、その提供体制の推進に向けた方策を定めます。

- 1 障害児支援の提供体制の整備等
- 2 障害児福祉サービスの利用見込み

第6章 計画の推進

本計画が理念や目的に沿って効果的に実施されているかを継続的に把握するため、進捗状況を保健福祉審議会に報告し、進捗管理を行います。「PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）」の手法を踏まえ、着実に計画を推進します。

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗管理

おおつ障害者プラン く 大津市障害福祉計画(第8期計画)・大津市障害児福祉計画(第4期計画) 〉【体系案】

【現計画】の体系

大津市障害福祉計画(第7期計画)
大津市障害児福祉計画(第3期計画)

第1部 総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 国の障害者施策の流れ
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象
- 6 計画の策定体制
- 7 計画の主要課題
- 8 計画の基本理念及び基本方針
- 9 重点的に取り組む施策

第2部 障害者計画 施策体系

改訂なし(期間: R6~11)

- 1 差別解消と相互理解の促進
- 2 相談体制・情報アクセシビリティの向上
- 3 福祉のまちづくりの推進
- 4 子どもの育ちにに応じた支援の充実
- 5 保健・医療の充実
- 6 地域生活支援の充実
- 7 就労の促進

第3部 障害福祉計画

- 1 施設入所利用者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行
- 5 相談支援体制の充実・強化等
- 6 障害福祉サービス等の質の向上
- 7 障害福祉サービスの利用見込み
- 8 地域生活支援事業の見込み(必須事業)
- 9 地域生活支援事業の見込み(任意事業)

第4部 障害児福祉計画

- 1 障害児支援の提供体制の整備等
- 2 障害児福祉サービスの利用見込み

第5部 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗状況の点検・評価

【新計画】の目次構成(案)

大津市障害福祉計画(第8期計画)
大津市障害児福祉計画(第4期計画)

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 関係法令等の動向
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象
- 6 計画の策定体制

新計画策定時点の
状況について記載

第2章 本市における動向

- 1 障害のある人の人数の推移
- 2 アンケート調査結果からみえる現状

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本方針

第4章 障害福祉計画

- 1 施設入所利用者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行
- 4 地域生活支援の充実(※3から移動)
- 5 相談支援体制の充実・強化等
- 6 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上(※新設)
- 7 障害福祉サービス等の質の向上
- 8 障害福祉サービスの利用見込み
- 9 地域生活支援事業の見込み(必須事業)
- 10 地域生活支援事業の見込み(任意事業)

第5章 障害児福祉計画

- 1 障害児支援の提供体制の整備等
- 2 障害児福祉サービスの利用見込み

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗管理

【新計画】の策定ポイント(赤字は新規箇所)

【障害福祉計画】

- 1 施設入所利用者の地域生活への移行
・在宅サービスの質的・量的な充実
・重度障害者に対応したグループホームの拡充、地域でのサービスを受けられる体制
・必要な社会資源の整備、各関係機関との連携
・重度障害者に対応できる生活介護などの日中活動の場や短期入所の整備
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
・保険・医療サービスと福祉サービスとの連携
・相談や受診できる体制づくり、急性期における医療機関の受入れ対応
・相談支援を担う人材の育成・確保、相談支援の周知・啓発
・精神障害のある人を支える地域包括システムの拡充
- 3 福祉施設から一般就労への移行(※3、4の順番入れ替え)
・就労移行支援、就労定借支援の一層の推進
・障害の程度や特性に応じた個々人の望む多様な働き方ができる環境の整備
・おおつ働き・暮らし応援センター等と連携した総合的な就労支援
・障害者就労施設等からの優先調達、就労継続支援B型事業所の工賃向上の取組
・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保
- 4 地域生活支援の充実(※3、4の順番入れ替え)
・重度障害、障害のある人やその家族の緊急事態に対応できる体制
・指定特定相談支援事業所に対する支援によるセルフプラン解消(※5へ)
・地域生活支援拠点の充実
・強度行動障害の状態にある人への支援ニーズの把握、支援体制の整備
- 5 相談支援体制の充実・強化等
・おおつ基幹相談ネットによる総合的・専門的な相談支援
・相談支援事業者に対する指導や研修、連携強化の取組
・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組(※4から)
- 6 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上(※新設)
・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報
・介護テクノロジーの導入促進、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働化等の取組
- 7 障害福祉サービス等の質の向上
・質を向上させるための体制について大津市障害者自立支援協議会と協力して検討
・障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の適正な実施
- 8 障害福祉サービスの利用見込み
・サービス需要の把握による見込量の算出
・定員割れ等の状況の把握や適正な整備のあり方の検討(総量規制についての記載)
- 9 地域生活支援事業の見込み(必須事業) ・サービス需要の把握による見込量の算出
- 10 地域生活支援事業の見込み(任意事業) ・サービス需要の把握による見込量の算出

【障害児福祉計画】

- 1 障害児支援の提供体制の整備等
・関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実
・医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援、対応可能な事業所の拡充
・児童発達相談支援センターの機能強化→4つの中核機能(*)の確保
・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、伴走的な相談支援体制の確保
・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握、支援体制の整備
- 2 障害児福祉サービスの利用見込み ・サービス需要の把握による見込量の算出

*4つの中核機能

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

見直し

整合